

厚生労働省岩手労働局発表
令和7年 10 月 20 日(月)

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局雇用環境・均等室
室 長 井嶋 俊幸
主任雇用環境改善・均等推進指導官
柴田 千波
電話 019-604-3010

中小企業・小規模事業者の賃金引上げの 支援のための相談窓口を設置します！

令和7年12月1日から岩手県最低賃金(時間額)が現行952円から1,031円(引き上げ額79円)に改定されます。

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援策として、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」等の活用促進を図っており、「業務改善助成金」については、中小企業等多くの皆様に活用していただけるよう、令和7年9月5日から対象事業場の範囲を拡充しております。

「業務改善助成金」の申請については、最低賃金発効前の賃金の引上げが必要となることから、岩手労働局では、岩手働き方改革推進支援センターの協力の下、同センターの専門家を各地の商工会議所、商工会に派遣の上、業務改善助成金の申請方法をはじめとした働き方改革の相談に無料に対応いたします。

＜岩手労働局＞ 盛岡市盛岡駅西通り1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
11月4日(火)～14日(金) 9:30～16:30
(除く 11月6日(木))

相談を希望される方はあらかじめ岩手労働局雇用環境・均等室(019-604-3010)までご連絡いただき、相談予約をお願いします。

商工会議所及び商工会における出張相談の予定は別紙のとおりです。

岩手働き方推進支援センターでは、常時、来所や相談やメールによる相談を受け付けています。

TEL:0120-576-073 E-Mail: iwate@workstylereform.net

詳細はホームページ(<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/iwate/>)をご覧ください。

別紙

商工会議所、商工会における出張相談を行うスケジュール

＜大船渡商工会議所＞	10月21日(火)、11月18日(火)
＜宮古商工会議所＞	10月24日(金)、11月13日(木)
＜北上商工会議所＞	10月 28 日(火)
＜矢巾商工会＞	10月30日(木)
＜一関商工会議所＞	11月5日(水)、11月11日(火)、11月18日(火)
＜遠野商工会＞	11月6日(木)、11月20日(木)
＜釜石商工会議所＞	11月7日(金)
＜住田町商工会＞	11月11日(火)
＜奥州商工会議所＞	11月 12 日(水)
＜盛岡商工会議所＞	11月20日(木)

相談のお申し込みについては、各商工会議所、商工会で受け付けております。相談会の開催時間等の詳細は、働き方改革推進支援センターまたは各商工会議所、商工会の HP をご覧ください。

通年で出張相談会を開催している商工会議所、商工会もありますので、各団体の HP でご確認ください。

賃金引き上げ
を考えるなら

業務改善助成金

令和7年
9/5
改訂版

を活用しませんか？

この助成金は

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大**80%**最大600万円

申請締切り

■第**2**期…**6/14(土)~11/30(日)**

【県最低賃金改正の前日】

☑土日祝でも電子申請（J-GRANTS）が可能です。
☑郵送、労働局への来局提出の場合は、**11/28（金）** 必着です。

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください。



要件を確認

1



中小企業
（企業単位）
である

大企業の子会社である中小企業は対象外

2



事業場内の最も低い賃金（時給換算）が改正後の地域別最低賃金未満の範囲内

岩手県の場合

NEW

■時給**952円~1,031円未満**の範囲に事業場で最も低い時給の労働者が入っていること

3



従業員の時給を**30円以上**引き上げたい。

NEW

賃金引き上げ後の**事後申請OK**
※ただし交付申請時に賃上げ後の賃金台帳等の提出が必要です

4



生産性向上を図るような**設備投資**をこれからしたいと考えている。

この設備投資等にかかる費用を業務改善助成金で助成します。

5

助成金の利用をご検討ください

ご相談前に確認いただきたいポイント

?

☑事業場内で一番低い時給（月給・日給の場合は時給換算）が改定後の地域別最低賃金（1,031円）未満の範囲内ですか。
☑その時給には手当（資格手当や役職手当等）が含まれていますか。

?

☑この労働者の賃金を①いつ、②何人、③いくら引き上げる予定ですか。

?

☑どのような設備投資等を考えていますか。それは**交付要綱別表第3**と**交付要領別紙3**で助成対象になっていますか。

?

☑交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ

0120-366-440

受付時間▶平日午前9：00～午後5：00

■助成金を利用するための支援・ご相談は

岩手働き方改革推進支援センターへ

0120-576-073

受付時間▶平日午前9：00～午後5：00

申請先▶岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

T E L 019-604-3010

業務改善助成金

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請を検討する際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

■ 交付要綱 ■ 交付要領 ■ 申請書記載例 ■ Q&A



対象者（事業場）

- ① 中小企業
- ② 事業場内最低賃金が改正後の地域別最低賃金未満まで（岩手県の場合952円～1,031円未満の範囲内）

支給要件

すべて満たすこと

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ② 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ③ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

助成額

最大
600 万円

助成率

事業場内の最低賃金	助成率
952円～999円（特例事業者）	4 / 5
1,000円～1,031円未満	3 / 4

引上げ額に応じた助成上限

引き上げる労働者数 赤字は事業場規模30人未満の額 (円)									
	1 人		2～3 人		4～6 人		7 人以上		★10人以上
30円コース 30円以上引き上げ	30万	60万	50万	90万	70万	100万	100万	120万	120万 130万
45円コース 45円以上引き上げ	45万	80万	70万	110万	100万	140万	150万	160万	180万 180万
60円コース 60円以上引き上げ	60万	110万	90万	160万	150万	190万	230万	230万	300万 300万
90円コース 90円以上引き上げ	90万	170万	150万	240万	270万	290万	450万	450万	600万 600万

- 業務改善助成金は事業場ごと（本社、支社、工場等それぞれ）の申請です。
- ただし法人番号ごとの事業主単位では、これらの事業場の申請額を合算して600万円が上限になります。

★10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

助成対象となる設備投資

基本

- 機械設備
- コンサルティング導入
- 人材育成・教育訓練 など

特別に

物価高騰等要件

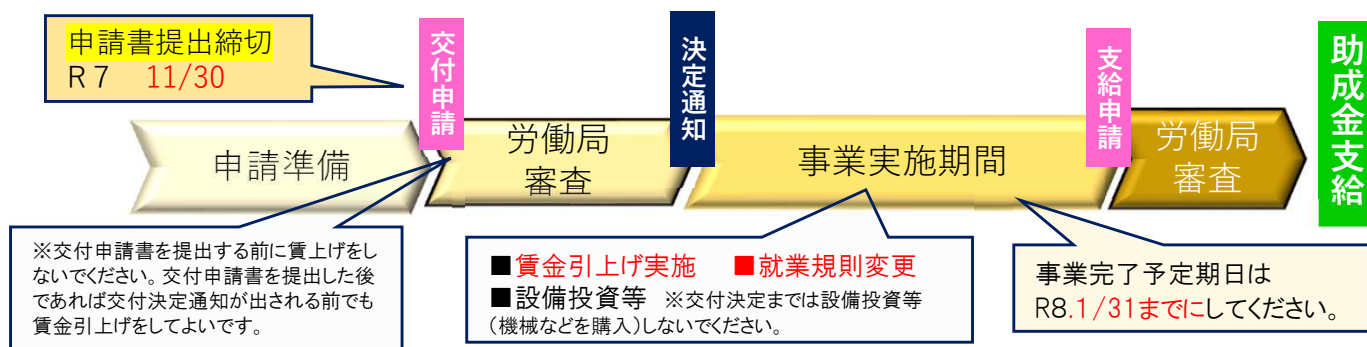
原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者（特例事業者）

特別に以下の設備投資も可能です。

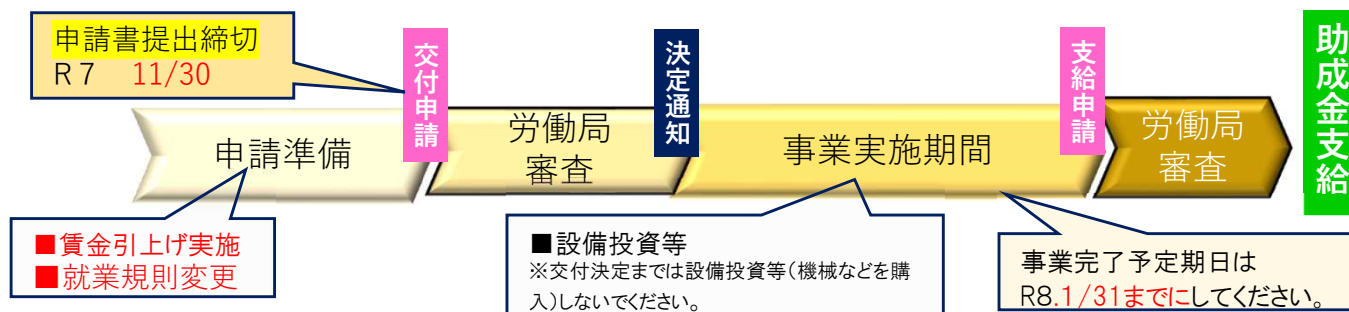
- PC ■ スマホ、タブレット
- 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車 など

助成金手続きの流れ

これから賃金引上げ予定の場合（11月30日までの賃金引上げが対象）



9月5日以降に既に賃金引上げ済みの場合（9月5日～11月30日までの賃金引上げが対象）



業務改善助成金での時給計算の仕方

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金が、改正後の地域別最低賃金（1,031円）未満であることが必要です。

ポイント1

時給計算に算入

- ☐ 基本給
- ☐ 日給
- ☐ 時給
- ☐ 各種手当（資格手当や役職手当など）
- ☐ 歩合給

時給+各種手当が支払われる場合の計算方法に注意

ポイント2

時給計算から除外

- ☐ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ☐ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ☐ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金
- ☐ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

詳しくはこちらでご確認ください



厚生労働省HP
最低賃金の確認方法

お願い

労働局では多くの中小企業みなさまに業務改善助成金をご利用いただいております。以下の点にご留意ください。

■事業場内最低賃金の計算が正しくできていない、必要書類が添付されていない、申請書に記載されている内容と添付書類の内容が異なっているなどにより、いただいた書類では審査ができない場合があります。その際は、事業主様あてご連絡を差し上げ、ご対応いただくことになります。そのことにより労働局での審査に通常より多くの時間をいただかなければなりません。迅速な審査を行いたいと考えておりますので、申請事業主のみなさまのご協力をお願いします。

添付書類の確認を！

■助成金の申請には、申請書のほか、賃金台帳や設備投資したいものの見積書が必要です。申請書の注意書きや要綱、要領を今一度お確かめください。

申請はお早めに

- 審査状況により、申請から交付・支給決定までお待ちいただく場合があります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

解雇に注意

■交付申請日前日から6か月～賃金引上げ後6か月経過日等に労働者を解雇した場合、助成金の対象とならない場合があります。

必ず確認

■必ず最新の要綱・要領、Q&A、で助成要件をご確認ください。

活用事例

事業内容	取組概要
足場工事	フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。
製本・印刷	自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。
学習塾	Web授業を実施するための機器（PC、カメラ、マイク等）の導入及びWeb授業専用ルームの設置により、Web授業の準備やそれに係る保護者への連絡等の事務作業が削減された。
歯科診療	デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削減された。
清酒製造	ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。
クリーニング	ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業による仕上がりのはらつきもなくなり、1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。
レンタルオフィス	監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。
美容院	オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪の手上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。
飲食店	ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、1人あたりの発券作業がやや短縮され、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。
貸し農園	監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対してメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。
自動車整備	高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15～20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。
ビルメンテナンス	業務用コードレスクリーナーの導入により両手で作業していた階段清掃が片手で可能になって作業の安全性が向上し、床清掃時間は約10分短縮された。これにより消毒作業も可能になって清掃単価が向上する現場もあった。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A、「生産性向上のヒント集」、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

最低賃金特設サイト
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引上げ特設ページ」では賃金引上げに向けた取り組み事例を紹介

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革」の対応は進んでいますか？

令和7年度 厚生労働省 委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業

岩手働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- ☒ 働き方改革って？
- ☒ 就業規則を見直したい
- ☒ 生産性向上で賃金アップさせたい
- ☒ 法改正について知りたい
- ☒ 同一労働同一賃金への対応
- ☒ 残業を減らしたい
- ☒ 活用可能な助成金を知りたい
- ☒ 人材不足を解消したい
- ☒ ハラスメントの防止

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

ワン・ストップ 無料相談

当センターではご要望に応じ、企業経営や労務管理の専門家が無料で以下の支援をお手伝いしています。

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し、課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

全体説明や個別テーマなど、ご希望に応じたセミナーを行います。

無料 常駐相談

当センター内で電話・メール相談や来所相談を行っています。

2025年4月より場所が移転しております

岩手働き方改革推進支援センター

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-35 コアフィールドモリオカ305

<受付時間> 平日 9時00分～17時00分

電話

0120-576-073

つながらないときは 050-1871-1840

ファックス

050-1871-1841

E-mail

iwate@workstylereform.net

HP

岩手働き方改革推進支援センター

検索



webページ



実施機関／全国社会保険労務士会連合会

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

実施機関 全国社会保険労務士会連合会（厚生労働省 委託事業）



お問い合わせ受付フォーム

専門家による無料相談 申込票

岩手働き方改革推進支援センター 宛

E-Mail の方は、iwate@workstylereform.net へ
下記内容をお送りください。

FAX. 050-1871-1841

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名				代表者名			
業 種				従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者)		
住 所	〒 -						
担当部署／役職	／			氏 名			
電話番号	() -			FAX 番号	() -		
担当者携帯番号 (緊急時の連絡先)	- -			メールアドレス	@		
相談希望日時	希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から						☐ 電話で調整を希望
相談方法 (どちらかに○)	☐ 専門家による訪問 ☐ センターへの来所 ☐ オンラインで相談 ☐ 電話・メール等での回答						
相談内容 (ご希望内容にチェック)	☐ 働き方改革で何から手をつけたいかわからない ☐ 働き方改革関連法への対応全般 ☐ 生産性向上（業務効率化・IT 活用） ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ 人材採用・人材確保 ☐ 社員定着（退職防止） ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 給与体系・賃金制度（評価制度） ☐ 長時間労働の是正 ☐ 労働時間管理（時間外労働 他） ☐ 有給休暇の取得義務化への対応 ☐ 36 協定、就業規則見直し ☐ 高齢者活用、女性の活躍推進 ☐ 外国人の就労・受け入れ ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 職場風土（コミュニケーション）						
	☐ その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。						
この専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 労働局からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 会計事務所からの紹介 ☐ 金融機関からの紹介 ☐ ホームページを見て ☐ 実施機関、専門家からの紹介 ☐ その他 ()						

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

2025 年 4 月より場所が移転しております

岩手働き方改革推進支援センター（実施機関／全国社会保険労務士会連合会）

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 1-7-35 コアフィールドモリオカ 305

TEL：0120-576-073 FAX：050-1871-1841 E-Mail：iwate@workstylereform.net